

北本市公共下水道事業経営戦略

平成29年度～平成43年度

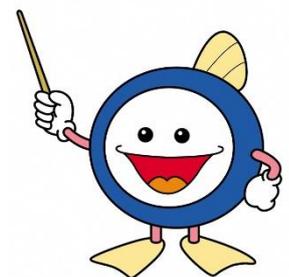
平成30年2月

埼玉県北本市

目次

第1章 策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
第2章 事業概要	2
1. 現況	2
(1) 事業	2
(2) 施設	2
(3) 使用料	3
(4) 組織体制	3
2. 施設の現状と将来見通し	4
(1) 汚水施設の整備状況	4
(2) 雨水施設の整備状況	5
(3) 老朽化の状況	6
(4) 耐震化の状況	7
3. 経営状況の将来見通し	8
4. 効率化・健全化の取組状況	8
(1) 広域化・共同化	8
(2) 建設コストの削減	8
(3) 経営基盤強化	9
(4) 資金調達	9
第3章 経営の基本方針	10
1. 下水道の機能の確保	10
(1) 施設の適正な管理	10
(2) 計画的な改築・更新	10
2. 災害に強い下水道の整備	10
(1) 施設の耐震化	10
(2) 浸水対策	10
(3) 災害時の対応	10
3. 事業運営の健全化、効率化	11
(1) 経営の健全化	11
(2) 事業の集中と効率化	11
(3) 下水道の普及促進	11

4. 経営基盤の強化	11
(1) 独立採算制の原則に基づく、適正な使用料徴収	11
(2) 建設改良にかかる資金の管理・調達	11
5. 財政マネジメント力の向上	11
(1) 人材の育成	11
第4章 投資・財政計画	12
1. 収支計画	12
(1) 収益的収支	12
(2) 資本的収支	14
2. 投資について	16
(1) 目標	16
(2) 整備・更新について	16
3. 財源について	17
(1) 算出方法について	17
(2) 財源の確保	17
4. 投資以外の経費について	17
(1) 災害対策について	17
(2) 経費削減対策について	18
(3) その他算出方法について	18
5. 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組について	19
(1) 投資について	19
(2) 財源について	19
(3) 投資以外の経費について	19
第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	20



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

第1章 策定にあたって

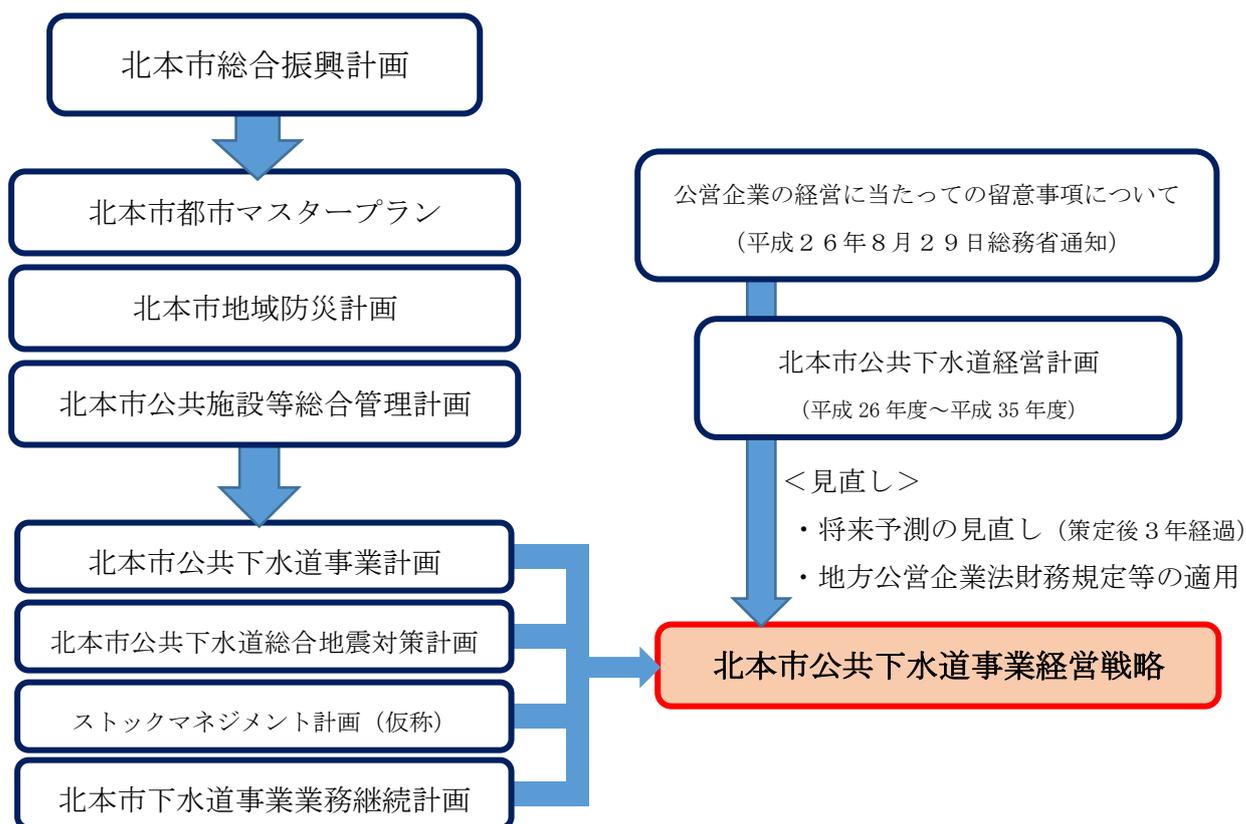
1. 計画策定の目的

下水道は、汚水の処理による生活環境の改善及び公共用水域の保全、雨水の排除による浸水の防除という機能を果たすものである。

本市の下水道は、流域下水道に接続する公共下水道であり、昭和49年度から建設事業を開始し、供用開始から36年経過している。整備の進展により平成28年度末の整備率は83.7%となっている。今後は、保有する施設の老朽化による維持管理や更新事業に多額の費用が必要になること、また、人口減少に伴う有収水量の減少による下水道使用料収入の減少が見込まれ、下水道事業の経営に大きな影響があることが予想されることから、計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要がある。

このことから、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行うために、より実効性のある「北本市公共下水道事業経営戦略」を策定するものである。

2. 計画の位置付け



3. 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成43年度¹までの15年間とする。

¹ 年度表記 本計画では、新元号に移行したときは、新元号及び新元号による応答年度に読み替える。

第2章 事業概要

1. 現況

ここでは、平成28年度末時点の現況を示す。

(1) 事業

①供用開始年度	元荒川幹線	昭和56年4月1日
	桶川幹線	平成2年4月1日
②地方公営企業法の適用		平成29年4月1日（財務規定等適用）
③処理区域内人口密度		83.4人/ha
④流域下水道への接続		荒川左岸北部流域下水道へ接続
⑤処理区数		1処理区（4処理分区）

(2) 施設

①汚水施設	総延長	179,671.33m
	中継ポンプ場	1箇所
②雨水施設	総延長	9,655.61m
	うち開渠	7,620.55m
	暗渠	2,035.06m
	遊水地	12箇所

(3) 使用料

現在の使用料体系は平成21年4月1日改定のものであり、経費回収率²55%を目指したものになっている。なお、平成16年度から5年に1度、下水道使用料体系の見直し・改定を行ってきたが、平成26年度の見直しは、消費税等の増税と重なったため消費税等分の使用料改定となっており、実質的には平成21年度の使用料改定が最後となっている。

なお、桶川北本水道企業団にて、下水道使用料徴収事務の共同処理を平成9年4月1日から行っている。

使用料算定基準（1月につき）			
基本料金		超過料金	
汚水排除量	金額	汚水排除量	金額（1立方メートルにつき）
8立方メートルまで	600円	8立方メートルを超え20立方メートルまで	100円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	105円
		30立方メートルを超え40立方メートルまで	110円
		40立方メートルを超え50立方メートルまで	115円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	125円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	135円
		500立方メートルを超えるもの	145円

(4) 組織体制

①職員数 8人

②事業組織体制 下水道課（課長1名） 業務担当（3名）
施設担当（4名）



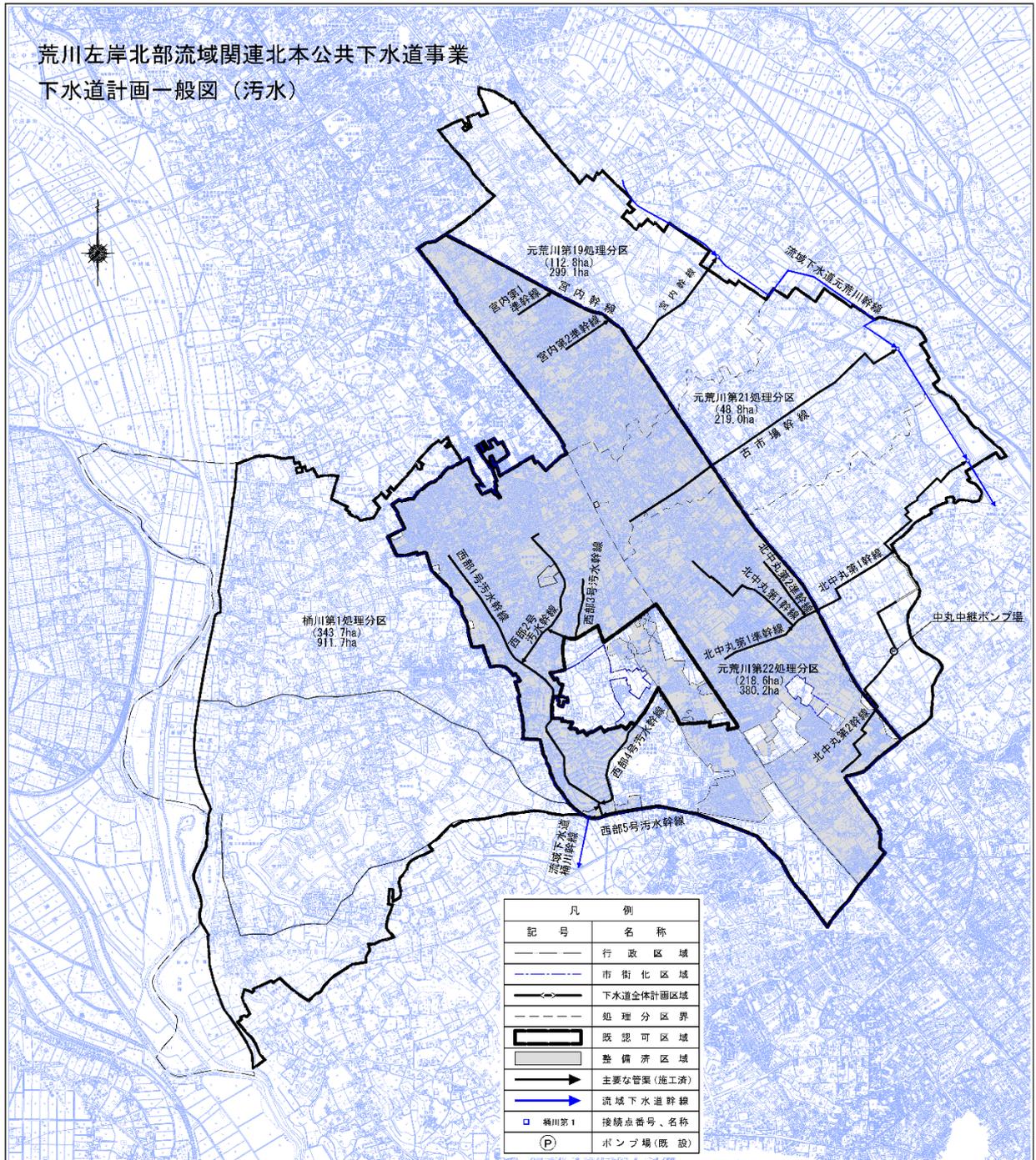
² 経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が、使用料以外の収入により賄われていることを示す。また、使用料の水準等を表すものでもある。

2. 施設の現状と将来見通し

(1) 汚水施設の整備状況

①現状

下水道事業（汚水）は、全体計画面積 1,810.0ha、事業計画面積 723.9ha であり、平成 28 年度末現在の整備済面積は 603.4ha である。事業計画面積に対する整備率は、83.7%となっている。



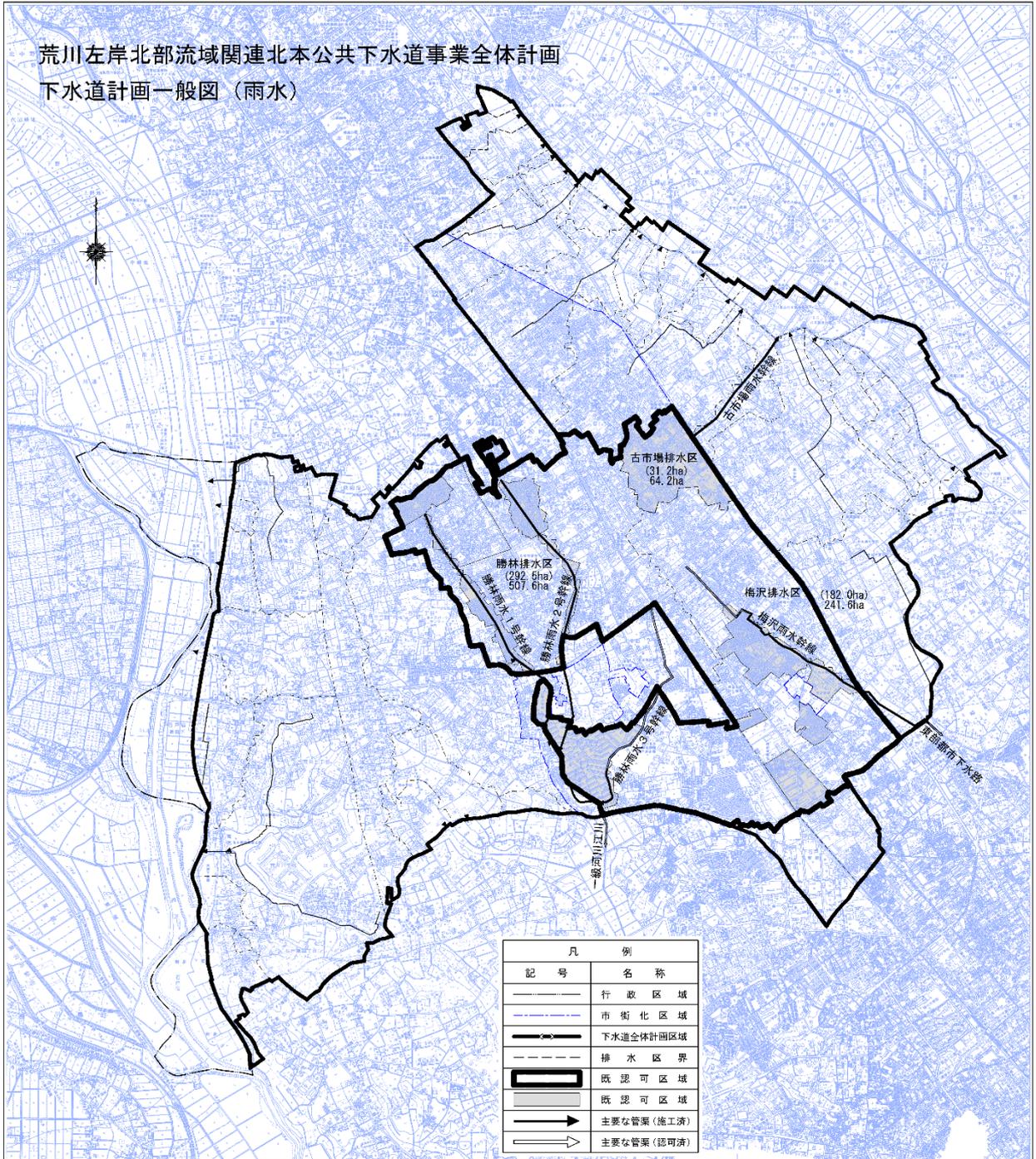
②将来見通し

平成 37 年度までに事業計画区域の整備を完了する見込みである。

(2) 雨水施設の整備状況

①現状

下水道事業（雨水）は、全体計画面積 1,810.0ha、事業計画面積 505.7ha であり、平成 28 年度末現在の整備済面積は 118.1ha である。事業計画面積に対する整備率は、23.4%となっている。



②将来見通し

近年の集中豪雨等による浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進める。

(3) 老朽化の状況

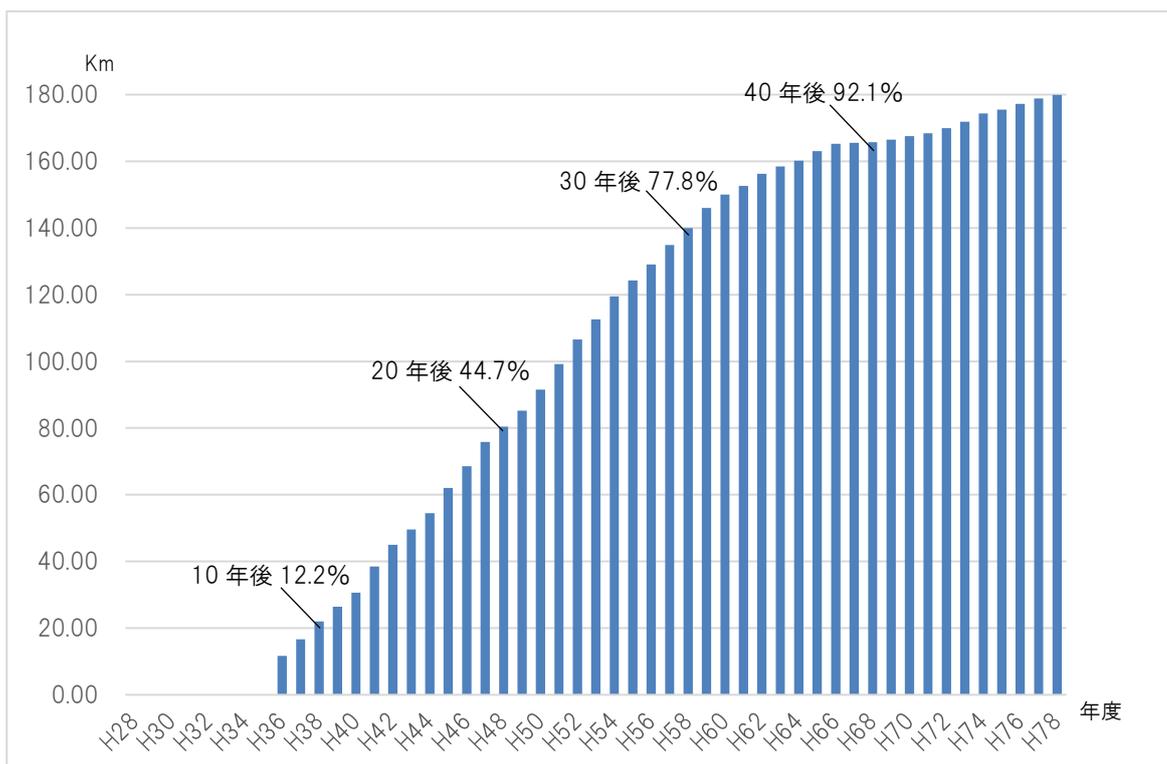
①現状

標準的な管渠施設の耐用年数（50年）を超過した汚水管渠は、平成28年度末現在ない。

②将来見通し

昭和49年度から建設事業を開始しており、今後20年間で標準的な管渠施設の耐用年数を超える汚水管渠は80.4Kmと全体の44.7%となり、その後増加傾向となる。

耐用年数を超過する管渠延長



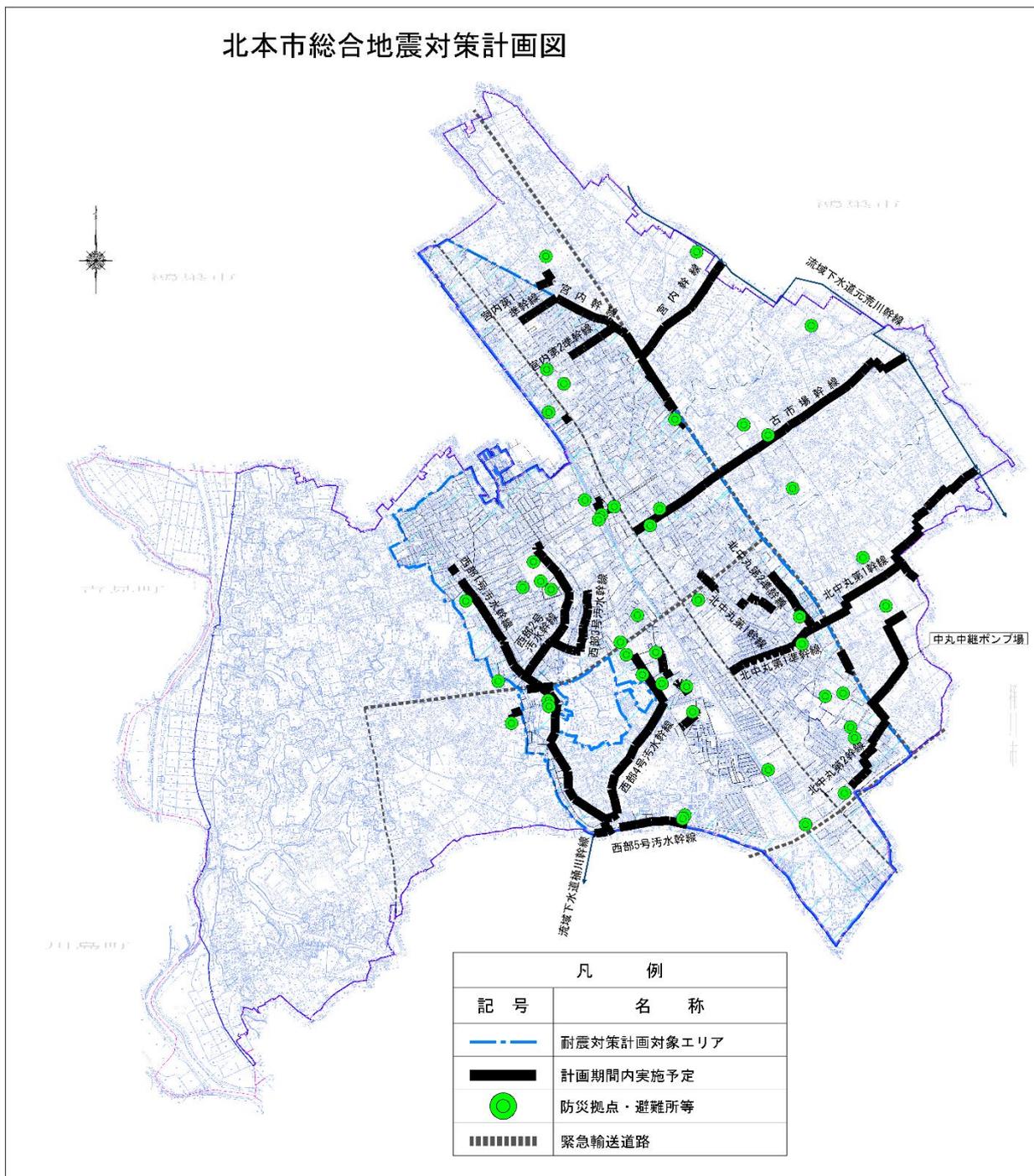
(4) 耐震化の状況

①現状

国の示す下水道施設の耐震指針に基づく耐震診断調査で、中継ポンプ場は耐震性能を満たしていない。なお、管渠施設は耐震診断調査を実施していない。

②将来見通し

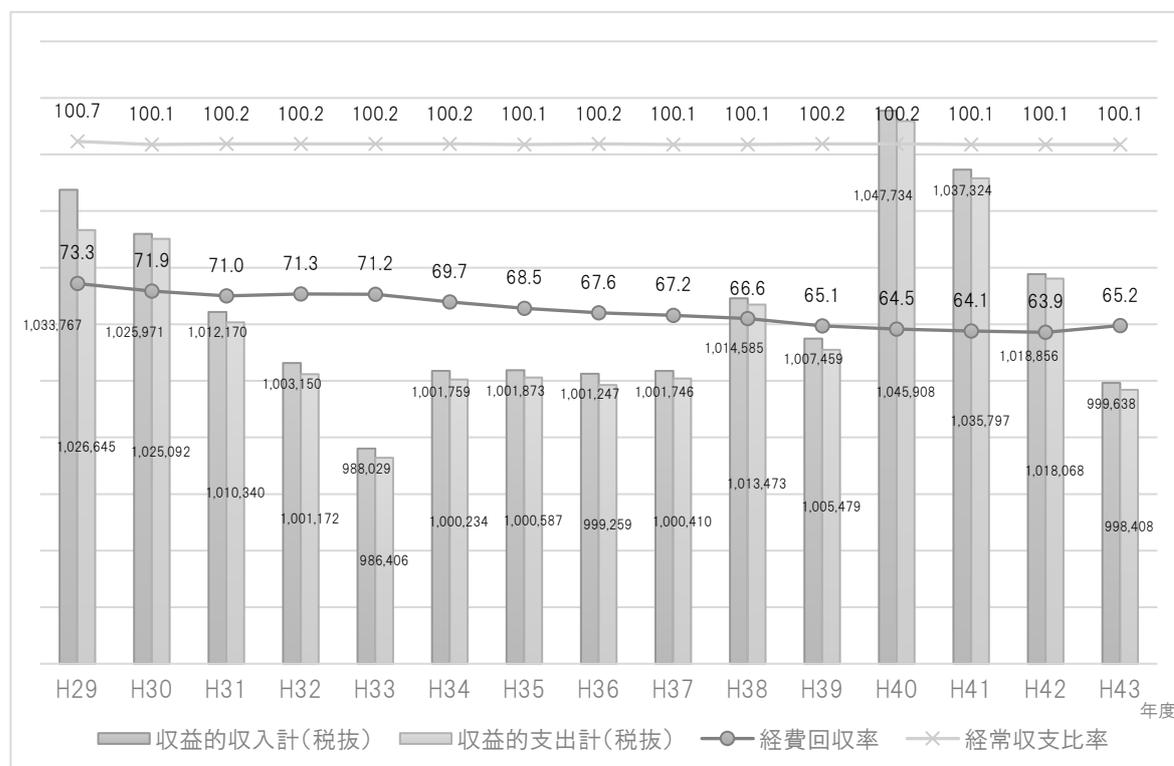
中継ポンプ場については、耐震診断結果に基づき耐震対策を実施する。管渠施設については、まず、耐震化の優先度の高い防災拠点や避難所などの施設に接続する管渠や、緊急輸送道路の管渠の耐震診断調査を行い、耐震対策を実施する。



3. 経営状況の将来見通し

経営の健全性を示す経常収支比率³は、100%以上となっているが、経費回収率は100%を下回っており、本来下水道使用料で回収すべき経費を賄えていない状況となっている。

(単位:千円、%)



4. 効率化・健全化の取組状況

(1) 広域化・共同化

広域化の取組として、埼玉県荒川左岸北部流域下水道へ接続している。また、共同化の取組として、桶川北本水道企業団（一部事務組合-水道事業）にて、下水道使用料徴収事務の共同処理を行っている。水道料金との共同徴収により平成28年度末日の収納率は98.6%となっている。

(2) 建設コストの削減

管路施設基準の見直しや、施工材料の見直しをすることで、投資の合理化を行いコストの削減を図っている。

³ 経常収支比率 使用料収入などの収益で、維持管理費などの費用をどの程度賄えているかの指標。100%以上が黒字を示し、100%未満は赤字を示す。ただし、他会計補助金等によって収支を均衡している場合は、経費回収率とあわせて分析する必要がある。

(3) 経営基盤強化

平成29年4月1日より地方公営企業法の財務規定等を適用したことにより、経営成績（損益計算書）や財政状態（貸借対照表）などの経営状況をより正確に把握することが可能となった。

(4) 資金調達

資金の調達について、資金の安全かつ有利な方法での調達を検討し、金融機関から企業債の借入れを行っている。



第3章 経営の基本方針

1. 下水道の機能の確保

(1) 施設の適正な管理

下水道施設は市民生活に重要なものであり、その機能の確保のためには日々、施設の維持管理を行っていくことが重要である。供用開始から36年経過することから、これまで以上に下水道施設全体の計画的な維持管理を行う必要があるため、平成32年度までにストックマネジメント計画⁴（仮称）を策定し、リスク評価等を踏まえ、点検・調査及び対策の優先順位付けを行い、下水道の機能の確保のため適正な管理を行っていく。

(2) 計画的な改築・更新

施設の適正な管理により予防保全型⁵の施設管理を行っていくためには、計画的に改築・更新事業を行う必要がある。平成32年度までに策定するストックマネジメント計画（仮称）により、計画的な事業の実施に合わせ経費の削減、平準化を図る。

2. 災害に強い下水道の整備

(1) 施設の耐震化

地震災害の発生に備え、下水道施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、既設管等の事前調査などにより改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。平成29年度策定の北本市公共下水道総合地震対策計画に基づき施設の耐震化を進め、減災・事前防災に努める。

(2) 浸水対策

近年の局地的な集中豪雨や、市街化により地下への浸透水の減少等による浸水被害の早期解消と軽減のため、雨水幹線の整備に加え、宅地内での雨水浸透枳の設置を促進する。

(3) 災害時の対応

北本市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき、災害時も継続したサービスの提供に取り組む。また、危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制整備、事故や災害などの緊急事態が発生した場合に、職員や委託業者が的確に対応できる体制の整備を推進する。

⁴ スtockマネジメント計画 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を行うための計画

⁵ 予防保全型 損傷や劣化が進行する前に、適切な対策を行うこと。

3. 事業運営の健全化、効率化

(1) 経営の健全化

地方公営企業の経営の基本原則にあるように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進のために、最小の費用で効果を上げるために経営の健全化に取り組む。安定した事業経営の実現のために、各計画の進捗管理と定期的な見直しにより、健全な経営が持続できるよう努める。

(2) 事業の集中と効率化

限られた財源を有効に活用するために、緊急性、必要性の高い事業を見極め、効率的かつ適正な事業執行に努める。

(3) 下水道の普及促進

下水道は、先行的に施設の整備を行い、この施設を使用してもらうことで使用料を徴収し、この使用料により施設の維持管理等を行っている。供用開始エリア内での未水洗化は、使用者に対する負担の公平性だけでなく、経営の健全性の確保の観点からも、下水道への切替えを進める必要があるため普及促進に努める。

4. 経営基盤の強化

(1) 独立採算制の原則⁶に基づく、適正な使用料徴収

独立採算制の原則による事業運営ができておらず、一般会計からの補助金の補填により、収支均衡を図っている。近年の本市の財政状況からも、独立採算の達成は急務である。

また、地方公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすることから、投資の効率化、維持管理費の削減、下水道への接続件数の向上に努め、適正な使用料体系により収入確保に取り組む。

(2) 建設改良にかかる資金の管理・調達

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を行うとともに、資金の適切な活用を図る。

5. 財政マネジメント力の向上

(1) 人材の育成

地方公営企業法の適用により、経営成績や財政状態など自らの経営状況の的確な把握が可能になったことにより、さらに高い経営意識とより広い視野を持つことが必要とされる。職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、広い視野を持った経営意識の高い人材育成に努め、財政マネジメント力の向上を図る。

⁶ 独立採算制の原則 公営企業は、当該事業の収入をもって、その経費に充てなければならない。(地方財政法第6条)

第4章 投資・財政計画

1. 収支計画

(1) 収益的収支

区分		年度	平成29年度 (当初予算)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
収益的 収入	1. 営業収益 (A)		561,928	541,040	531,123	530,176	525,447
	(1) 料金収入		533,003	527,850	518,386	517,034	512,467
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) その他 () 雨水処理費外書き		28,925 (28,801)	13,190 (13,066)	12,737 (12,613)	13,142 (13,018)	12,980 (12,856)
	2. 営業外収益		471,839	484,931	481,047	472,974	462,582
	(1) 負担金・補助金		274,278	284,815	283,417	273,060	260,250
	他会計負担金		49,478	45,925	44,779	44,423	44,340
	他会計補助金		222,000	217,593	222,728	217,273	214,546
	その他補助金		2,800	21,297	15,910	11,364	1,364
	(2) 長期前受金戻入		197,464	200,019	197,533	199,817	202,235
	(3) その他		97	97	97	97	97
	収益的収入計 (C)		1,033,767	1,025,971	1,012,170	1,003,150	988,029
	収益的 支出	1. 営業費用		919,551	929,178	919,944	912,146
(1) 職員給与費			50,433	51,104	51,777	52,442	53,110
基本給			28,109	28,568	29,027	29,486	29,945
退職給付費							
その他			22,324	22,536	22,750	22,956	23,165
(2) 経費			375,363	375,992	365,115	348,795	326,304
動力費			956	956	956	940	941
修繕費			4,723	41,112	30,094	29,547	6,820
材料費			1,389	463	463	455	455
維持管理負担金			276,658	264,030	264,098	258,620	256,335
その他			91,637	69,431	69,504	59,233	61,753
(3) 減価償却費			492,333	502,082	503,052	510,909	520,390
(4) 資産減耗費			1,422				
2. 営業外費用		107,094	95,914	90,396	89,026	86,602	
(1) 支払利息	雨 汚	2,756	2,915	2,664	3,097	2,911	
汚		97,554	86,773	82,024	79,400	78,094	
(2) その他		6,784	6,226	5,708	6,529	5,597	
収益的支出計 (D)		1,026,645	1,025,092	1,010,340	1,001,172	986,406	
経常損益 (C)-(D) (E)		7,122	879	1,830	1,978	1,623	
特別利益 (F)							
特別損失 (G)		3,937					
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 3,937					
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		3,185	879	1,830	1,978	1,623	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							

「経営戦略」策定要領

- ・消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜きで作成すること
- ・「収益的収入 1. 営業収益(3) その他」欄に雨水処理費を()外書きすること
- ・「収益的支出 2. 営業外費用(1) 支払利息」欄は雨水分と汚水分に区分し二段書(上段は雨水分)とすること

(単位：千円)

平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
523,519	516,977	508,663	504,899	505,659	489,215	500,893	490,557	477,317	466,387
510,655	504,200	495,977	492,321	491,833	475,506	467,304	459,363	450,793	440,899
12,864 (12,740)	12,777 (12,653)	12,686 (12,562)	12,578 (12,454)	13,826 (13,702)	13,709 (13,585)	33,589 (33,465)	31,194 (31,070)	26,524 (26,400)	25,488 (25,364)
478,240	484,896	492,584	496,847	508,926	518,244	546,841	546,767	541,539	533,251
279,599	288,716	296,863	301,691	312,635	321,042	349,123	349,925	347,016	340,804
44,598	44,624	44,589	44,872	45,362	44,678	44,577	44,470	44,288	43,985
227,273	236,364	244,546	249,091	258,182	267,273	275,455	278,182	280,000	263,637
7,728	7,728	7,728	7,728	9,091	9,091	29,091	27,273	22,728	33,182
198,544	196,083	195,624	195,059	196,194	197,105	197,621	196,745	194,426	192,350
97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
1,001,759	1,001,873	1,001,247	1,001,746	1,014,585	1,007,459	1,047,734	1,037,324	1,018,856	999,638
914,120	913,954	911,031	910,284	920,481	912,618	949,084	939,084	922,197	901,794
53,781	54,452	55,119	55,791	56,462	57,130	57,801	58,472	59,140	59,811
30,404	30,863	31,322	31,781	32,240	32,699	33,158	33,617	34,076	34,535
23,377	23,589	23,797	24,010	24,222	24,431	24,643	24,855	25,064	25,276
337,945	334,395	325,405	323,422	330,394	321,320	356,798	348,780	334,958	318,668
942	943	944	945	946	946	947	948	949	950
17,729	17,729	13,275	13,275	17,729	17,729	56,820	56,820	47,729	41,456
455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
255,429	252,200	248,087	246,258	246,014	237,847	233,745	229,772	225,486	220,537
63,390	63,068	62,644	62,489	65,250	64,343	64,831	60,785	60,339	55,270
522,394	525,107	530,507	531,071	533,625	534,168	534,485	531,832	528,099	523,315
86,114	86,633	88,228	90,126	92,992	92,861	96,824	96,713	95,871	96,614
2,779	2,685	2,584	2,466	2,339	2,209	2,078	1,943	1,806	1,666
77,146	77,765	79,472	81,472	84,184	84,255	84,733	85,150	85,299	85,353
6,189	6,183	6,172	6,188	6,469	6,397	10,013	9,620	8,766	9,595
1,000,234	1,000,587	999,259	1,000,410	1,013,473	1,005,479	1,045,908	1,035,797	1,018,068	998,408
1,525	1,286	1,988	1,336	1,112	1,980	1,826	1,527	788	1,230
1,525	1,286	1,988	1,336	1,112	1,980	1,826	1,527	788	1,230

(2) 資本的収支

区分		年度	平成29年度 (当初予算)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
資本的 収入	1. 企業債		363,300	319,000	448,000	435,000	334,000
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金		108,933	85,000	70,000	30,000	
	4. 他会計負担金		55,788	56,867	51,875	46,257	41,689
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金		45,700	31,000	115,000	112,500	26,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金		7,143	7,973	5,603	8,527	12,434
	9. その他		167	167	167	167	167
	計 (A)		581,031	500,007	690,645	632,451	414,290
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)		581,031	500,007	690,645	632,451	414,290
	資本的 支出	1. 建設改良費		420,271	376,881	584,721	570,562
うち職員給与費			19,315	19,330	19,425	19,521	19,616
2. 企業債償還金			473,844	451,981	436,170	407,419	377,504
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他			667	167	167	167	167
計 (D)		894,782	829,029	1,021,058	978,148	760,683	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	313,751	329,022	330,413	345,697	346,393
補填 財源	1. 消費税及び地方消費税資本的収支調整額		13,590	13,095	23,918	35,488	27,107
	2. 引継金		19,361				
	3. 損益勘定留保資金		280,800	315,927	306,495	310,209	319,286
	4. その他						
	計 (F)		313,751	329,022	330,413	345,697	346,393
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)			4,745,832	4,612,851	4,624,681	4,652,262	4,608,758

○他会計繰入金

区分		年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
収益的収支分			300,279	298,709	308,130	302,184	298,914
	うち基準内繰入金		78,279	63,709	63,130	63,184	62,914
	うち基準外繰入金		222,000	235,000	245,000	239,000	236,000
資本的収支分			164,721	141,867	121,875	76,257	41,689
	うち基準内繰入金		55,788	56,867	51,875	46,257	41,689
	うち基準外繰入金		108,933	85,000	70,000	30,000	
合計			465,000	440,576	430,005	378,441	340,603

「経営戦略」策定要領

・消費税及び地方消費税相当額について、資本的収支については税込みで作成すること

(単位：千円)

平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
370,000	392,000	346,000	407,000	207,000	208,000	211,000	191,000	185,000	177,000
37,495	34,167	33,080	32,312	31,027	29,789	30,168	31,912	33,572	34,659
73,500	96,800	86,800	98,087	77,619	79,099	81,610	61,689	55,857	47,165
20,340	21,400	26,860	42,980	38,900	30,300	27,120	19,260		
167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
501,502	544,534	492,907	580,546	354,713	347,355	350,065	304,028	274,596	258,991
501,502	544,534	492,907	580,546	354,713	347,355	350,065	304,028	274,596	258,991
466,615	517,270	455,975	527,284	306,512	309,567	319,684	274,937	263,367	246,079
19,664	19,759	19,854	19,949	20,043	20,138	20,233	20,328	20,423	20,518
356,864	330,385	305,869	285,251	260,562	244,260	227,460	224,299	215,850	212,276
167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
823,646	847,822	762,011	812,702	567,241	553,994	547,311	499,403	479,384	458,522
322,144	303,288	269,104	232,156	212,528	206,639	197,246	195,375	204,789	199,531
30,910	33,949	28,784	33,286	15,119	16,008	16,941	14,792	15,468	14,450
291,234	269,339	240,320	198,870	197,409	190,631	180,305	180,583	189,321	185,081
322,144	303,288	269,104	232,156	212,528	206,639	197,246	195,375	204,789	199,531
4,621,894	4,683,509	4,723,640	4,845,389	4,791,827	4,755,567	4,739,107	4,705,808	4,674,958	4,639,682

(単位：千円)

平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
313,070	323,004	331,865	337,058	348,970	358,088	388,845	389,093	385,756	366,283
63,070	63,004	62,865	63,058	64,970	64,088	85,845	83,093	77,756	76,283
250,000	260,000	269,000	274,000	284,000	294,000	303,000	306,000	308,000	290,000
37,495	34,167	33,080	32,312	31,027	29,789	30,168	31,912	33,572	34,659
37,495	34,167	33,080	32,312	31,027	29,789	30,168	31,912	33,572	34,659
350,565	357,171	364,945	369,370	379,997	387,877	419,013	421,005	419,328	400,942

2. 投資について

(1) 目標

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の汚水管渠の新規整備を進めるとともに、整備済の地域での下水道への切替えの促進に努め、水洗化率の向上を目指す。また、汚水管渠については、今後 10 年間で標準耐用年数を超える老朽管が 30.8 km、全体の 19.5%に達することから、管渠の更生工事を計画的に実施することで老朽化を抑制する。さらに、近年の集中豪雨等による浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進める。当面の具体的な目標は、第五次北本市総合振興計画（前期）の目標値とする。

	平成 28 年度末	目標値
・普及率	74.6%	75.0%
・整備率（汚水）	83.7%	93.7%
・水洗化率	97.8%	98.0%
・老朽管更新延長	4.8Km	6.3Km
・雨水浸透柵設置	117 戸	50 戸 *目標達成済み
・整備率（雨水）	23.4%	23.6%

(2) 整備・更新について

①汚水事業

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の汚水管渠の整備を進める。なお、久保特定土地区画整理事業区域内は、区画整理事業の進捗の見通しが不明瞭なことから、同区域内での整備の事業費は見込んでいない。

また、汚水施設の定期的な点検・調査により、健全な機能を維持し、延命化を図るために管渠の更生及び中継ポンプ場の改築を計画的に行う。

計画期間の主な内容

・汚水管渠整備	事業費	約 2,020 百万円
・中丸中継ポンプ場設備改築	事業費	約 383 百万円
・汚水管渠更生	事業費	約 1,135 百万円

②雨水事業

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の雨水管渠の整備を実施する。なお、久保特定土地区画整理事業区域内は、区画整理事業の進捗の見通しが不明瞭なことから、同区域内での整備の事業費は見込んでいない。

また、近年の浸水被害の状況を踏まえ、雨水幹線の整備を進める。

計画期間の主な内容

・雨水管渠整備	事業費	約 127 百万円
---------	-----	-----------

3. 財源について

(1) 算出方法について

①下水道使用料

計画水洗化人口⁷に、事業計画に示す家庭汚水量原単位⁸を乗じて年間有収水量⁹を算出、これに平成28年度使用料単価を乗じた額を計上。

②国補助金

国の動向が不明ではあるが、今後も同程度の支援が継続されると想定し、現在の交付要綱に基づき、事業費に対する交付額を計上。

③受益者負担金

汚水管渠新規整備面積に各整備区域の受益者負担金の単価を乗じ、賦課徴収額を算出し計上。

④企業債

地方財政法第5条の3第11項に基づき定められた地方債同意等基準に基づき、事業費に対し必要額を算出し計上。

⑤他会計負担金

総務省から示される「地方公営企業繰入金について」の基準をもとに、基準内繰入金の対象となる経費を算出し計上。

(2) 財源の確保

他会計補助金を受けているが、これは収入の不足分を補填するための財源である。これは、経費回収率が100%を下回っており、下水道使用料で回収すべき経費を賄っていない状況であるということである。本計画上は、収入の不足額を他会計補助金により全額補填し収支の均衡を図っているが、今後は適正な使用料収入の確保が必要である。

4. 投資以外の経費について

(1) 災害対策について

①下水道整備（污水）

下水道総合地震対策計画に基づき、点検・調査や修繕により污水施設の機能確保に必要な耐震化対策を実施する。

計画期間の主な内容

・マンホール耐震改修	事業費	約241百万円
・中丸中継ポンプ場耐震改修	事業費	約49百万円

⁷ 計画水洗化人口 第五次北本市総合振興計画将来人口推計値（単純推計）をもとに、新規整備により下水道に接続すると見込まれる人口を加算し算出した、水洗化人口の計画値。

⁸ 家庭汚水量原単位 生活汚水量に営業汚水量を含めた、1人1日あたりの計画汚水量。

⁹ 年間有収水量 使用料の徴収対象となる1年間の水量。上水道等の使用水量のこと。

②下水道整備（雨水）

下水道総合地震対策計画に基づき、点検・調査や修繕により雨水施設の機能確保に必要な耐震化対策を実施する。

計画期間の主な内容

・雨水管渠耐震改修 事業費 約 157 百万円

（2）経費削減対策について

①不明水対策

不明水は、使用料の徴収対象にならない処理水であり、経営の圧迫につながるだけでなく、処理施設への負荷などが懸念される。現在の本市の有収率は、73.1%と県内団体平均 84.3%（平成 27 年度決算値単純平均）と比較しても低位であり、不明水に対する処理費用を他団体より多く負担している状況にある。そのため、不明水対策を早急に行う必要がある。まずは流量等調査を実施し、不明水の原因を把握したうえで効果的な対策を検討・選択し、より効果の高い経費削減策を実施する。

計画期間の主な事業内容

・不明水対策 事業費 約 127 百万円

（3）その他算出方法について

①動力費・材料費

過去の実績を考慮し、平成 29 年度と同額を計上。

②維持管理負担金

計画水洗化人口から算出した年間有収水量、計画地下水量¹⁰をもとに、平成 26 年度から平成 28 年度の有収率の平均値を目標値として年間汚水処理水量を算出し、これに維持管理負担金単価を乗じた額を計上。

③企業団事務費負担金

計画水洗化人口を 1 世帯あたり人口で除して世帯数を算出し、これを下水道使用件数として企業団事務費負担金単価を乗じ年間負担金額を算出した額を計上。

④人件費

平成 29 年度当初予算で想定した予算額及び想定した職員に対する昇給増額を毎年度反映させ、算出した額を計上。（総務課にて算出）

⑤企業債償還金・支払利息

各年度の借入額に対し、借り入れ条件（3 月 1 日借入、年利 2.0%、30 年償還うち 5 年据置）を設定し、算出した額を計上。

¹⁰ 計画地下水量 地下水量原単位をもとに算出した、汚水管渠やマンホール等から侵入すると見込まれる地下水量。

5. 収支計画に未反映の取組や今後検討予定の取組について

(1) 投資について

①最適化

人口動態や社会情勢に合わせ、最適な汚水処理方法での整備を検討するとともに、これまでの整備計画を見直し、効率的な区域の設定を検討する。

②投資の平準化

平成31年度より、ストックマネジメント計画（仮称）の策定を予定している。今後増加が予想される改築・修繕等費用について、計画的に事業を進め機能確保に向けた投資の平準化を目指す。

(2) 財源について

①使用料の見直し

平成16年度から5年に1度、定期的な使用料の見直し・改定を行ってきたが、平成26年度の見直しは消費税等の増税の時期と重なり、使用者の負担増を考慮し改定は見送られている。しかし、収入の不足分を他会計補助金にて補填している状態であるため、早急に見直しを行い、適正な使用料徴収を目指す。

②その他

平成29年度の流動比率¹¹の見込みは約30.0%であり、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払う負債を賄えないことから、支払能力を高めるための経営改善が必要となる。今後、流動負債は減少が予想されるが、流動資産は増加させる必要があるため、経営状況を分析し、対策を検討する。

(3) 投資以外の経費について

①その他

最大限の削減努力をしているが、他にも取り組めることがないか検討していく。

¹¹ 流動比率 短期的な債務に対する支払能力を示す指標。100%を下回る場合は、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えないということ。

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、計画と実績とのかい離を検証する。また、3～5年ごとに将来予測等の見直し（ローリング）を行う。